

知事指定薬物

これまでに、東京都が知事指定薬物に指定した247薬物については、いずれも医薬品医療機器等法指定薬物等に指定されたため、失効しました。したがって、現在、知事指定薬物に指定されているものはありません。

【知事指定薬物】

条例により、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるもののうち、都内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定したもの。